

平成27年11月16日に公表した入札説明書等に追加修正がありましたので、修正点を以下に示します。

平成27年12月28日 公表

● 入札説明書

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）																																								
全般	協力 <u>企業</u>	協力 <u>会社</u>																																								
4	<p>(4) 施設規模の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>施設</th> <th>基準面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎機能</td> <td>大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室(会議室、倉庫等)、その他諸室(関係団体、金融機関等)</td> <td>13,700 m²</td> <td>建物全体の共用部(機械室、階段、廊下等)もここに含む</td> </tr> <tr> <td>図書館機能</td> <td>新大宮図書館</td> <td>2,400 m²</td> <td>機能内共用部(廊下等)含む</td> </tr> <tr> <td>交流機能</td> <td>(仮称)ふれあいスペース カフェ</td> <td>1,600 m²</td> <td>機能内共用部(廊下等) <u>—</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>17,700 m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	施設	基準面積	備考	庁舎機能	大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室(会議室、倉庫等)、その他諸室(関係団体、金融機関等)	13,700 m ²	建物全体の共用部(機械室、階段、廊下等)もここに含む	図書館機能	新大宮図書館	2,400 m ²	機能内共用部(廊下等)含む	交流機能	(仮称)ふれあいスペース カフェ	1,600 m ²	機能内共用部(廊下等) <u>—</u>		合計	17,700 m ²		<p>(4) 施設規模の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>施設</th> <th>基準面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎機能</td> <td>大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室(会議室、倉庫等)、その他諸室(関係団体、金融機関等)</td> <td>13,700 m²</td> <td>建物全体の共用部(機械室、階段、廊下等)もここに含む</td> </tr> <tr> <td>図書館機能</td> <td>新大宮図書館</td> <td>2,400 m²</td> <td>機能内共用部(廊下等)含む</td> </tr> <tr> <td>交流機能</td> <td>(仮称)ふれあいスペース カフェ</td> <td>1,600 m²</td> <td>機能内共用部(廊下等) <u>含む</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>17,700 m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	施設	基準面積	備考	庁舎機能	大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室(会議室、倉庫等)、その他諸室(関係団体、金融機関等)	13,700 m ²	建物全体の共用部(機械室、階段、廊下等)もここに含む	図書館機能	新大宮図書館	2,400 m ²	機能内共用部(廊下等)含む	交流機能	(仮称)ふれあいスペース カフェ	1,600 m ²	機能内共用部(廊下等) <u>含む</u>		合計	17,700 m ²	
機能	施設	基準面積	備考																																							
庁舎機能	大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室(会議室、倉庫等)、その他諸室(関係団体、金融機関等)	13,700 m ²	建物全体の共用部(機械室、階段、廊下等)もここに含む																																							
図書館機能	新大宮図書館	2,400 m ²	機能内共用部(廊下等)含む																																							
交流機能	(仮称)ふれあいスペース カフェ	1,600 m ²	機能内共用部(廊下等) <u>—</u>																																							
	合計	17,700 m ²																																								
機能	施設	基準面積	備考																																							
庁舎機能	大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室(会議室、倉庫等)、その他諸室(関係団体、金融機関等)	13,700 m ²	建物全体の共用部(機械室、階段、廊下等)もここに含む																																							
図書館機能	新大宮図書館	2,400 m ²	機能内共用部(廊下等)含む																																							
交流機能	(仮称)ふれあいスペース カフェ	1,600 m ²	機能内共用部(廊下等) <u>含む</u>																																							
	合計	17,700 m ²																																								
6	<p>6. 事業期間等</p> <p>本事業の事業期間は、事業契約締結日<u>の翌日</u>から平成51年3月末日までとする。</p>	<p>6. 事業期間等</p> <p>本事業の事業期間は、事業契約締結日<u>(削除)</u>から平成51年3月末日までとする。</p>																																								

● 入札説明書

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
7	・ 施設の供用開始 平成 31 年 5 月中	・ 施設の供用開始 平成 31 年 5 月 <u>上旬</u>
2 3	b. 受付場所 さいたま市大宮区役所 301 会議室	b. 受付場所 さいたま市大宮区役所 <u>東館</u> 301 会議室
3 4	5. 契約の枠組み (2) 契約時期 平成 28 年 <u>6</u> 月（予定）	5. 契約の枠組み (2) 契約時期 平成 28 年 <u>7</u> 月（予定）

● 入札説明書 添付資料 1

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）																																								
1	<p>凡例：「○」主たる負担者 「△」従たる負担者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">リスク分担</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">契約締結</td> <td>事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">議会</td> <td>事業者の事由による議会の不承認、遅延</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の事由による議会の不承認、遅延</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		市	事業者	契約締結	事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	—	○	市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	○	—	議会	事業者の事由による議会の不承認、遅延	—	○	上記以外の事由による議会の不承認、遅延	○	—	<p>凡例：「○」主たる負担者 「△」従たる負担者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">リスク分担</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">契約締結</td> <td>事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合</td> <td><u>△</u></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合</td> <td>○</td> <td><u>△</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">議会</td> <td>事業者の事由による議会の不承認、遅延</td> <td><u>△</u></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の事由による議会の不承認、遅延</td> <td>○</td> <td><u>△</u></td> </tr> </tbody> </table>	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		市	事業者	契約締結	事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	<u>△</u>	○	市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	○	<u>△</u>	議会	事業者の事由による議会の不承認、遅延	<u>△</u>	○	上記以外の事由による議会の不承認、遅延	○	<u>△</u>
リスクの種類	リスクの内容			リスク分担																																						
		市	事業者																																							
契約締結	事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	—	○																																							
	市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	○	—																																							
議会	事業者の事由による議会の不承認、遅延	—	○																																							
	上記以外の事由による議会の不承認、遅延	○	—																																							
リスクの種類	リスクの内容	リスク分担																																								
		市	事業者																																							
契約締結	事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	<u>△</u>	○																																							
	市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	○	<u>△</u>																																							
議会	事業者の事由による議会の不承認、遅延	<u>△</u>	○																																							
	上記以外の事由による議会の不承認、遅延	○	<u>△</u>																																							

● 入札説明書 添付資料 2

P	修正前（下線部は修正部分）				修正後（下線部は修正部分）														
3	<p>2. サービス購入料の構成 (図表)</p> <table border="1" data-bbox="203 379 1155 954"> <tr> <td data-bbox="203 379 282 954">サービス購入料2</td> <td data-bbox="282 379 360 954">設計・建設業務費（初期投資）の割賦支払分</td> <td data-bbox="360 379 651 954"> <p>設計・建設業務</p> <p>設計業務</p> <p>建設・解体工事監理業務</p> <p>建設・解体業務</p> </td> <td data-bbox="651 379 869 954">左記業務に係る以下の費用</td> <td data-bbox="869 379 1155 954"> <p>・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの運営に必要な什器備品費は、電動書庫を除きサービス購入料5に含み、電動書庫の設置に係る費用のみ本サービス購入料に含む。</p> </td> </tr> </table>				サービス購入料2	設計・建設業務費（初期投資）の割賦支払分	<p>設計・建設業務</p> <p>設計業務</p> <p>建設・解体工事監理業務</p> <p>建設・解体業務</p>	左記業務に係る以下の費用	<p>・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの運営に必要な什器備品費は、電動書庫を除きサービス購入料5に含み、電動書庫の設置に係る費用のみ本サービス購入料に含む。</p>	<p>2. サービス購入料の構成 (図表)</p> <table border="1" data-bbox="1196 379 2148 954"> <tr> <td data-bbox="1196 379 1274 954">サービス購入料2</td> <td data-bbox="1274 379 1352 954">設計・建設業務費（初期投資）の割賦支払分</td> <td data-bbox="1352 379 1644 954"> <p>設計・建設業務</p> <p>設計業務</p> <p>建設・解体工事監理業務</p> <p>建設・解体業務</p> </td> <td data-bbox="1644 379 1861 954">左記業務に係る以下の費用</td> <td data-bbox="1861 379 2148 954"> <p>・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの運営に必要な什器備品費は、電動書庫を除きサービス購入料6に含み、電動書庫の設置に係る費用のみ本サービス購入料に含む。</p> </td> </tr> </table>					サービス購入料2	設計・建設業務費（初期投資）の割賦支払分	<p>設計・建設業務</p> <p>設計業務</p> <p>建設・解体工事監理業務</p> <p>建設・解体業務</p>	左記業務に係る以下の費用	<p>・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの運営に必要な什器備品費は、電動書庫を除きサービス購入料6に含み、電動書庫の設置に係る費用のみ本サービス購入料に含む。</p>
サービス購入料2	設計・建設業務費（初期投資）の割賦支払分	<p>設計・建設業務</p> <p>設計業務</p> <p>建設・解体工事監理業務</p> <p>建設・解体業務</p>	左記業務に係る以下の費用	<p>・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの運営に必要な什器備品費は、電動書庫を除きサービス購入料5に含み、電動書庫の設置に係る費用のみ本サービス購入料に含む。</p>															
サービス購入料2	設計・建設業務費（初期投資）の割賦支払分	<p>設計・建設業務</p> <p>設計業務</p> <p>建設・解体工事監理業務</p> <p>建設・解体業務</p>	左記業務に係る以下の費用	<p>・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの運営に必要な什器備品費は、電動書庫を除きサービス購入料6に含み、電動書庫の設置に係る費用のみ本サービス購入料に含む。</p>															

● 入札説明書 添付資料 2

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）										
5	<p>2. サービス購入料の構成 (図表)</p> <table border="1" data-bbox="206 387 1133 1102"> <tr> <td data-bbox="206 387 286 1102" rowspan="2">サービス購入料 5</td> <td data-bbox="286 387 360 1102" rowspan="2">運営業務 (追加) 費支払分</td> <td data-bbox="360 387 1133 794"> <p>運営業務</p> <p><u>大宮図書館引越し業務</u></p> <p><u>供用開始前図書購入業務</u></p> <p><u>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必要な 什器備品調達・設置業務</u></p> <p>新大宮図書館運営業務</p> <p>(仮称)ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務(要求事業)</p> <p>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの什器備品保守 管理業務</p> <p>新庁舎総合案内業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 794 1133 1102"></td> </tr> </table> <p>(※サービス購入料5をサービス購入料5及び6に分割)</p>	サービス購入料 5	運営業務 (追加) 費支払分	<p>運営業務</p> <p><u>大宮図書館引越し業務</u></p> <p><u>供用開始前図書購入業務</u></p> <p><u>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必要な 什器備品調達・設置業務</u></p> <p>新大宮図書館運営業務</p> <p>(仮称)ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務(要求事業)</p> <p>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの什器備品保守 管理業務</p> <p>新庁舎総合案内業務</p>		<p>2. サービス購入料の構成 (図表)</p> <table border="1" data-bbox="1193 379 2107 1209"> <tr> <td data-bbox="1193 379 1272 794">サービス購入料 5</td> <td data-bbox="1272 379 1400 794">運営業務 (指定管理業務) 費 支払分</td> <td data-bbox="1400 379 2107 794"> <p>運営業務 (指定管理業務)</p> <p>新大宮図書館運営業務</p> <p>(仮称)ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務(要求事業)</p> <p>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの什器備品 保守管理業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 794 1272 1209">サービス購入料 6</td> <td data-bbox="1272 794 1400 1209">運営業務 (指定管理ではない 業務) 費支払分</td> <td data-bbox="1400 794 2107 1209"> <p>運営業務 (指定管理ではない業務)</p> <p><u>大宮図書館引越し業務</u></p> <p><u>供用開始前図書購入業務</u></p> <p><u>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必 要な什器備品調達・設置業務</u></p> <p>新庁舎総合案内業務</p> </td> </tr> </table>	サービス購入料 5	運営業務 (指定管理業務) 費 支払分	<p>運営業務 (指定管理業務)</p> <p>新大宮図書館運営業務</p> <p>(仮称)ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務(要求事業)</p> <p>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの什器備品 保守管理業務</p>	サービス購入料 6	運営業務 (指定管理ではない 業務) 費支払分	<p>運営業務 (指定管理ではない業務)</p> <p><u>大宮図書館引越し業務</u></p> <p><u>供用開始前図書購入業務</u></p> <p><u>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必 要な什器備品調達・設置業務</u></p> <p>新庁舎総合案内業務</p>
サービス購入料 5	運営業務 (追加) 費支払分			<p>運営業務</p> <p><u>大宮図書館引越し業務</u></p> <p><u>供用開始前図書購入業務</u></p> <p><u>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必要な 什器備品調達・設置業務</u></p> <p>新大宮図書館運営業務</p> <p>(仮称)ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務(要求事業)</p> <p>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの什器備品保守 管理業務</p> <p>新庁舎総合案内業務</p>								
サービス購入料 5	運営業務 (指定管理業務) 費 支払分	<p>運営業務 (指定管理業務)</p> <p>新大宮図書館運営業務</p> <p>(仮称)ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務(要求事業)</p> <p>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの什器備品 保守管理業務</p>										
サービス購入料 6	運営業務 (指定管理ではない 業務) 費支払分	<p>運営業務 (指定管理ではない業務)</p> <p><u>大宮図書館引越し業務</u></p> <p><u>供用開始前図書購入業務</u></p> <p><u>新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必 要な什器備品調達・設置業務</u></p> <p>新庁舎総合案内業務</p>										

● 入札説明書 添付資料 2

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
6	<p>(1) サービス料購入料 1（設計・建設業務費の一括支払分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の支払いは、設計・建設期間中の各年度末において当該年度内に完成した部分の確認を本市が行い、対象事業費の出来高に応じて平成 28 年度分は平成 29 年 5 月末までに、平成 29 年度分は平成 30 年 5 月末までに、平成 30 年度分は所有権移転後の平成 31 年 5 月末までに一括して支払う。<u>ただし、交付金の交付のタイミング等により支払い時期の変更もあり得る。</u> 	<p>(1) サービス料購入料 1（設計・建設業務費の一括支払分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の支払いは、設計・建設期間中の各年度末において当該年度内に完成した部分の確認を本市が行い、対象事業費の出来高に応じて平成 28 年度分は平成 29 年 5 月末までに、平成 29 年度分は平成 30 年 5 月末までに、平成 30 年度分は所有権移転後の平成 31 年 5 月末までに一括して支払う。<u>(削除)</u>
7	<p>(3) サービス購入料 3（修繕、更新業務費以外の維持管理業務費支払分） 及びサービス購入料 5 <u>(運營業務費支払分)</u></p>	<p>(3) サービス購入料 3（修繕、更新業務費以外の維持管理業務費支払分）、 サービス購入料 5 <u>(運營業務（指定管理業務）費支払分)</u> 及びサービス購入料 6 <u>(運營業務（指定管理ではない業務）費支払分)</u></p>

● 入札説明書 添付資料 2

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
8	<p>(ウ) 改定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市及び事業者は、設計・建設期間内で本契約締結の日から <u>12 月を経過した後に</u>、入札時点である平成 28 年 2 月の物価指数を基準として、請求月の物価指数とを比較し、<u>1.5%以上の変動</u>（但し消費税の税率の変更による影響を除く。）があった場合、相手方に対して設計・建設業務費のうち建設工事費の改定を双方において <u>1 度に限り</u>請求することができる。 <u>(追加)</u> 本市及び事業者は、相手方から請求があった場合は、両者間で協議の上、以下のとおり改定を行う。<u>(追加)</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> $P_1 = P_0 \times (CI_1 / CI_0) - 0.015 \quad (CI_1 > CI_0)$ $P_1 = P_0 \times (CI_1 / CI_0) + 0.015 \quad (CI_1 < CI_0)$ <p style="text-align: center;">但し $(CI_1 / CI_0) - 1 \geq 1.5\%$</p> <p>$P_0$: 契約締結時の建設業務費のうち建設工事費（出来高を除外） P_1 : 改定後の建設業務費のうち建設工事費（出来高を除外） CI_0 : 平成 28 年 2 月の指標 CI_1 : 改定請求月において公表されている直近の指標</p> </div>	<p>(ウ) 改定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市及び事業者は、<u>実施設計完了後に</u>、入札時点である平成 28 年 2 月の物価指数を基準として、請求月の物価指数とを比較し、<u>1.5%以上の変動</u>（但し消費税の税率の変更による影響を除く。）があった場合、相手方に対して設計・建設業務費のうち建設工事費の改定を双方において <u>(削除)</u>請求することができる。<u>また、前回改定日から 12 月を経過した後の建設期間内に、前回改定月の物価指数を基準として、請求月の物価指数とを比較し、1.5%以上の変動</u>（但し消費税の税率の変更による影響を除く。）<u>があった場合、相手方に対して設計・建設業務費のうち建設工事費の改定を双方において請求することができる。なお、各々の改定は工事完成 2 か月前までの期間に請求することができるものとする。</u> 本市及び事業者は、相手方から請求があった場合は、両者間で協議の上、以下のとおり改定を行う。<u>2 回目以降の改定においては、以下で「契約締結時の建設業務費のうち建設工事費」とあるのは、「前回改定時の建設業務費のうち建設工事費」と、「平成 28 年 2 月の指標」とあるのは、「前回改定時に用いた指標」と読み替えるものとする。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> $P_1 = P_0 \times (CI_1 / CI_0) - 0.015 \quad (CI_1 > CI_0)$ $P_1 = P_0 \times (CI_1 / CI_0) + 0.015 \quad (CI_1 < CI_0)$ <p style="text-align: center;">但し $(CI_1 / CI_0) - 1 \geq 1.5\%$</p> <p>$P_0$: 契約締結時の建設業務費のうち建設工事費（出来高を除外） P_1 : 改定後の建設業務費のうち建設工事費（出来高を除外） CI_0 : 平成 28 年 2 月の指標 CI_1 : 改定請求月において公表されている直近の指標</p> </div>

● 入札説明書 添付資料 2

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）						
9	<p>イ 施設供用開始後（維持管理・運営期間）の改定</p> <p>（ア）対象となるサービス購入料</p> <p>サービス購入料 3、サービス購入料 4 <u>及びサービス購入料 5</u> を対象に改定する。</p>	<p>イ 施設供用開始後（維持管理・運営期間）の改定</p> <p>ア）対象となるサービス購入料</p> <p>サービス購入料 3、サービス購入料 4、<u>サービス購入料 5 及びサービス購入料 6</u> を対象に改定する。</p>						
10	<p>（イ）改定に用いる指標</p> <p><指標></p> <table border="1" data-bbox="241 619 927 906"> <tr> <td data-bbox="241 619 474 906">サービス購入料 5</td> <td data-bbox="474 619 927 906"> 新大宮図書館運営業務 （仮称）ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務（要求事業） <u>新庁舎総合案内業務</u> </td> </tr> </table> <p>（※サービス購入料 5 をサービス購入料 5 及び 6 に分割）</p>	サービス購入料 5	新大宮図書館運営業務 （仮称）ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務（要求事業） <u>新庁舎総合案内業務</u>	<p>（イ）改定に用いる指標</p> <p><指標></p> <table border="1" data-bbox="1234 619 1919 1126"> <tr> <td data-bbox="1234 619 1467 1007">サービス購入料 5</td> <td data-bbox="1467 619 1919 1007"> 新大宮図書館運営業務 （仮称）ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務（要求事業） <u>新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの什器備品保守管理業務</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1007 1467 1126"><u>サービス購入料 6</u></td> <td data-bbox="1467 1007 1919 1126"><u>新庁舎総合案内業務</u></td> </tr> </table>	サービス購入料 5	新大宮図書館運営業務 （仮称）ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務（要求事業） <u>新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの什器備品保守管理業務</u>	<u>サービス購入料 6</u>	<u>新庁舎総合案内業務</u>
サービス購入料 5	新大宮図書館運営業務 （仮称）ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務（要求事業） <u>新庁舎総合案内業務</u>							
サービス購入料 5	新大宮図書館運営業務 （仮称）ふれあいスペース運営業務 ①施設貸出業務 ②イベント開催業務（要求事業） <u>新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの什器備品保守管理業務</u>							
<u>サービス購入料 6</u>	<u>新庁舎総合案内業務</u>							

● 入札説明書 添付資料4

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）																				
3	<p>(1) 書類による確認</p> <p>(図表)</p> <table border="1" data-bbox="255 437 1088 730"> <tr> <td data-bbox="255 437 315 587">⑤</td> <td data-bbox="315 437 741 587">事業者が締結する契約又は覚書等の写し</td> <td data-bbox="741 437 1088 587">契約又は覚書等の締結又は変更前14日以前、締結又は変更後7日以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 587 315 730">⑦</td> <td data-bbox="315 587 741 730">取締役会の資料及び議事録又は議事要旨（取締役会を設置している場合のみ）</td> <td data-bbox="741 587 1088 730">取締役会の会日から7日以内</td> </tr> </table>	⑤	事業者が締結する契約又は覚書等の写し	契約又は覚書等の締結又は変更前14日以前、締結又は変更後7日以内	⑦	取締役会の資料及び議事録又は議事要旨（取締役会を設置している場合のみ）	取締役会の会日から7日以内	<p>(1) 書類による確認</p> <p>(図表)</p> <table border="1" data-bbox="1247 437 2080 730"> <tr> <td data-bbox="1247 437 1308 587">⑤</td> <td data-bbox="1308 437 1733 587">事業者が締結する契約又は覚書等の写し</td> <td data-bbox="1733 437 2080 587">契約又は覚書等の締結又は変更前14日以前、締結又は変更後14日以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1247 587 1308 730">⑦</td> <td data-bbox="1308 587 1733 730">取締役会の資料及び議事録又は議事要旨（取締役会を設置している場合のみ）</td> <td data-bbox="1733 587 2080 730">取締役会の会日から14日以内</td> </tr> </table>	⑤	事業者が締結する契約又は覚書等の写し	契約又は覚書等の締結又は変更前14日以前、締結又は変更後14日以内	⑦	取締役会の資料及び議事録又は議事要旨（取締役会を設置している場合のみ）	取締役会の会日から14日以内								
⑤	事業者が締結する契約又は覚書等の写し	契約又は覚書等の締結又は変更前14日以前、締結又は変更後7日以内																				
⑦	取締役会の資料及び議事録又は議事要旨（取締役会を設置している場合のみ）	取締役会の会日から7日以内																				
⑤	事業者が締結する契約又は覚書等の写し	契約又は覚書等の締結又は変更前14日以前、締結又は変更後14日以内																				
⑦	取締役会の資料及び議事録又は議事要旨（取締役会を設置している場合のみ）	取締役会の会日から14日以内																				
7	<p>表1 モニタリング対象業務及び支払区分</p> <table border="1" data-bbox="219 850 1133 1313"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="219 850 869 946">モニタリング対象業務</th> <th data-bbox="869 850 1133 1023">減額の対象となるサービス購入料（支払区分）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="219 946 389 1023">区分</th> <th data-bbox="389 946 869 1023">業務名</th> <th data-bbox="869 946 1133 1023"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 1023 389 1313">運営業務</td> <td data-bbox="389 1023 869 1313"> <ul style="list-style-type: none"> ・新大宮図書館運営業務 ・（仮称）ふれあいスペース運営業務（提案事業を除く） ・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの什器備品保守管理業務 ・新庁舎総合案内業務 </td> <td data-bbox="869 1023 1133 1313">サービス購入料5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※サービス購入料5をサービス購入料5及び6に分割)</p>	モニタリング対象業務		減額の対象となるサービス購入料（支払区分）	区分	業務名		運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新大宮図書館運営業務 ・（仮称）ふれあいスペース運営業務（提案事業を除く） ・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの什器備品保守管理業務 ・新庁舎総合案内業務 	サービス購入料5	<p>表1 モニタリング対象業務及び支払区分</p> <table border="1" data-bbox="1211 850 2125 1313"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1211 850 1861 946">モニタリング対象業務</th> <th data-bbox="1861 850 2125 1023">減額の対象となるサービス購入料（支払区分）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1211 946 1382 1023">区分</th> <th data-bbox="1382 946 1861 1023">業務名</th> <th data-bbox="1861 946 2125 1023"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 1023 1382 1313" rowspan="2">運営業務</td> <td data-bbox="1382 1023 1861 1265"> <ul style="list-style-type: none"> ・新大宮図書館運営業務 ・（仮称）ふれあいスペース運営業務（提案事業を除く） ・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの什器備品保守管理業務 </td> <td data-bbox="1861 1023 2125 1265">サービス購入料5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 1265 1861 1313"> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎総合案内業務 </td> <td data-bbox="1861 1265 2125 1313">サービス購入料6</td> </tr> </tbody> </table>	モニタリング対象業務		減額の対象となるサービス購入料（支払区分）	区分	業務名		運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新大宮図書館運営業務 ・（仮称）ふれあいスペース運営業務（提案事業を除く） ・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの什器備品保守管理業務 	サービス購入料5	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎総合案内業務 	サービス購入料6
モニタリング対象業務		減額の対象となるサービス購入料（支払区分）																				
区分	業務名																					
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新大宮図書館運営業務 ・（仮称）ふれあいスペース運営業務（提案事業を除く） ・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの什器備品保守管理業務 ・新庁舎総合案内業務 	サービス購入料5																				
モニタリング対象業務		減額の対象となるサービス購入料（支払区分）																				
区分	業務名																					
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新大宮図書館運営業務 ・（仮称）ふれあいスペース運営業務（提案事業を除く） ・新大宮図書館及び（仮称）ふれあいスペースの什器備品保守管理業務 	サービス購入料5																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎総合案内業務 	サービス購入料6																				

● 要求水準書（総則）

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）				
6	(図表)	(図表)				
	<table border="1"> <tr> <td>供用開始</td> <td>平成 31 年 5 月 <u>中</u></td> </tr> </table>	供用開始	平成 31 年 5 月 <u>中</u>	<table border="1"> <tr> <td>供用開始</td> <td>平成 31 年 5 月 <u>上旬</u></td> </tr> </table>	供用開始	平成 31 年 5 月 <u>上旬</u>
供用開始	平成 31 年 5 月 <u>中</u>					
供用開始	平成 31 年 5 月 <u>上旬</u>					

● 要求水準書（設計・建設）

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）																																								
9	<p>ア 整備施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>施設</th> <th>基準面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎機能</td> <td>大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室（会議室、倉庫等）、その他諸室（関係団体、金融機関等）</td> <td>13,700 m²</td> <td>建物全体の共用部（機械室、階段、廊下等）もここに含む</td> </tr> <tr> <td>図書館機能</td> <td>新大宮図書館</td> <td>2,400 m²</td> <td>機能内共用部（廊下等）含む</td> </tr> <tr> <td>交流機能</td> <td>(仮称) ふれあいスペース カフェ</td> <td>1,600 m²</td> <td>機能内共用部（廊下等）<u>含</u>む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>17,700 m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	施設	基準面積	備考	庁舎機能	大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室（会議室、倉庫等）、その他諸室（関係団体、金融機関等）	13,700 m ²	建物全体の共用部（機械室、階段、廊下等）もここに含む	図書館機能	新大宮図書館	2,400 m ²	機能内共用部（廊下等）含む	交流機能	(仮称) ふれあいスペース カフェ	1,600 m ²	機能内共用部（廊下等） <u>含</u> む		合計	17,700 m ²		<p>ア 整備施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>施設</th> <th>基準面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎機能</td> <td>大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室（会議室、倉庫等）、その他諸室（関係団体、金融機関等）</td> <td>13,700 m²</td> <td>建物全体の共用部（機械室、階段、廊下等）もここに含む</td> </tr> <tr> <td>図書館機能</td> <td>新大宮図書館</td> <td>2,400 m²</td> <td>機能内共用部（廊下等）含む</td> </tr> <tr> <td>交流機能</td> <td>(仮称) ふれあいスペース カフェ</td> <td>1,600 m²</td> <td>機能内共用部（廊下等）<u>含</u>む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>17,700 m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	施設	基準面積	備考	庁舎機能	大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室（会議室、倉庫等）、その他諸室（関係団体、金融機関等）	13,700 m ²	建物全体の共用部（機械室、階段、廊下等）もここに含む	図書館機能	新大宮図書館	2,400 m ²	機能内共用部（廊下等）含む	交流機能	(仮称) ふれあいスペース カフェ	1,600 m ²	機能内共用部（廊下等） <u>含</u> む		合計	17,700 m ²	
機能	施設	基準面積	備考																																							
庁舎機能	大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室（会議室、倉庫等）、その他諸室（関係団体、金融機関等）	13,700 m ²	建物全体の共用部（機械室、階段、廊下等）もここに含む																																							
図書館機能	新大宮図書館	2,400 m ²	機能内共用部（廊下等）含む																																							
交流機能	(仮称) ふれあいスペース カフェ	1,600 m ²	機能内共用部（廊下等） <u>含</u> む																																							
	合計	17,700 m ²																																								
機能	施設	基準面積	備考																																							
庁舎機能	大宮区役所、北部都市・公園管理事務所、北部建設事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、(仮称)北部市税事務所、障害者更生相談センター、共用諸室（会議室、倉庫等）、その他諸室（関係団体、金融機関等）	13,700 m ²	建物全体の共用部（機械室、階段、廊下等）もここに含む																																							
図書館機能	新大宮図書館	2,400 m ²	機能内共用部（廊下等）含む																																							
交流機能	(仮称) ふれあいスペース カフェ	1,600 m ²	機能内共用部（廊下等） <u>含</u> む																																							
	合計	17,700 m ²																																								

● 要求水準書（設計・建設）

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
14	<p>2. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、「<u>実施方針</u>」に記載の専任監理技術者、または主任技術者を配置すること。 	<p>2. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、「<u>入札説明書</u>」に記載の専任監理技術者、または主任技術者を配置すること
17	<p>エ 内部建具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の諸室で入退室管理を行う。ICカードによる方式とし、管理扉内外にリーダーを設置し入退室記録が行えるようにすること。またシステムは各々独立したものとすること。<u>(追加)</u> 入退室管理を行う室<u>(追加)</u>は【別紙10 諸室諸元表】による。 	<p>エ 内部建具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の諸室で入退室管理を行う。ICカードによる方式とし、管理扉内外にリーダーを設置し入退室記録が行えるようにすること。またシステムは各々独立したものとすること。<u>なお、ICカード調達は事業者とし、個人設定は市で行う。</u> 入退室管理を行う室、<u>調達が必要なICカード枚数は【別紙10 諸室諸元表】による。</u>
19	<p>ア 駐車場計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の出入り口部分に駐車場管制<u>システム</u>（ゲート、満空表示、出庫表等）を設けること。 ・利用者用と公用の駐車スペースはエリア分けし、各々の出入口部分に駐車場管理<u>システム</u>を設けること。 	<p>ア 駐車場計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の出入り口部分に駐車場管制<u>設備</u>（ゲート、満空表示、出庫表等）を設けること。 ・利用者用と公用の駐車スペースはエリア分けし、各々の出入口部分に駐車場管理<u>設備</u>を設けること。
20	<p>ア 駐車場計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車については、<u>災害対応等のため24時間出入り可能と</u> <u>(追加)</u> すること。 <u>(追加)</u> 	<p>ア 駐車場計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車については、<u>平常時はすべての公用車が24時間出入り可能とし、災害時には大半が24時間出入り可能と</u> すること。 <u>なお、大規模災害にあつては敷地及び庁舎の被災状況によらず、5台以上の公用車が出入り可能な位置に駐車場を確保すること。</u>

● 要求水準書（設計・建設）

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
20	<p>ア 外構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北側市道 20079 号線から 2m の範囲内は、原則として工作物等を設置せず、歩行者が通行可能な空地として整備すること。また、氷川緑道西通線のバスベイ部分 <u>（追加）</u> については、氷川緑道西通線と同様の仕様で整備すること。 	<p>ア 外構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北側市道 20079 号線から 2m の範囲内は、原則として工作物等を設置せず、歩行者が通行可能な空地として整備すること。また、氷川緑道西通線のバスベイ部分、<u>及び北西隅切り部の敷地内歩道用地となる部分</u>については、氷川緑道西通線と同様の仕様で整備すること。
25	<p>キ 構内交換設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話機本体は内線通話ができるものとする。なお、一般電話機 <u>（追加）</u> は市対応、<u>（追加）</u> 多機能電話機本体は事業者対応とする。 	<p>キ 構内交換設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話機本体は内線通話ができるものとする。なお、一般電話機 <u>のうち、庁舎機能エリアは市対応、新大宮図書館と（仮称）ふれあいスペースは事業者対応、</u>多機能電話機本体は事業者対応とする。
26	<p>キ 構内交換設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PHSシステムを導入すること。PHS 子機の数量については12 台とする。<u>（追加）</u> 	<p>キ 構内交換設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PHSシステムを導入すること。PHS 子機の数量については12 台とする。<u>なお、使用可能エリアは庁舎機能及び施設全体の共用エリアとする。</u>
26	<p>ク 構内情報通信網設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、本施設に情報回線を引き込み、庁舎内の各室に配管・配線を行うこと。<u>（追加）</u> 対応が必要な諸室は【別紙 10 諸室諸元表】を、現庁舎の整備状況（参考）は【別紙 13 電話回線数及び現況庁内情報システム】を参照すること。 	<p>ク 構内情報通信網設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、本施設に情報回線を引き込み、庁舎内の各室に配管・配線を行うこと。<u>なお、外部接続のシステム（【別紙 10】諸室諸元表「独」表記）は配管までとし、配線は市で対応する。対応が必要な諸室は【別紙 10 諸室諸元表】を、現庁舎の整備状況（参考）は【別紙 13 電話回線数及び現況庁内情報システム】を参照すること。</u>
26	<p>コ 映像、音響設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>エントランスホール、会議室等の映像・音響装置は、</u>使用目的・機能・性能を満足したシステムとすること。 	<p>コ 映像、音響設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>（削除）</u>会議室等の映像・音響装置は、使用目的・機能・性能を満足したシステムとすること。

● 要求水準書（設計・建設）

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
27	<p>ス 呼出設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の設置箇所に外部との連絡用のインターホンを設け、<u>応対箇所のいずれか</u>で対応できるようにすること。 <p>a 設置箇所 ①時間外出入口、②車椅子用駐車場付近 ③駐車場発券機・回収機付近、④昇降機</p> <p>b 応対箇所 ①大宮区役所総務課、②<u>管理・警備室</u>、③宿直室</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>②管理・警備室はいずれの設置箇所からも対応できるものとし、何らかの理由で②管理・警備室で対応できない場合は、区役所業務時間内は①大宮区役所総務課へ、時間外は③宿直室へ自動転送されるシステムとすること。</u> 	<p>ス 呼出設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の設置箇所に外部との連絡用のインターホンを設け、<u>管理・警備室で</u>対応できるようにすること。 <p>設置箇所 ①時間外出入口、②車椅子用駐車場付近 ③駐車場発券機・回収機付近、④昇降機</p> <p><u>(削除)</u></p>
27	<p>タ 防犯管理設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理・警備室に主防犯監視装置を設置すること。また本施設内の防犯監視情報を統括するシステム<u>(追加)</u>を構築すること。 	<p>タ 防犯管理設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理・警備室に主防犯監視装置を設置すること。また本施設内の防犯監視情報を統括するシステム<u>(入退室管理は含まない)</u>を構築すること。
34	<p>サ 屋上</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線のアンテナ、スピーカー設置のための鋼管柱、電源等設備を設けること。鋼管柱<u>(追加)</u>及び電源<u>(追加)</u>等設備の詳細は基本設計時に本市と協議すること。 	<p>サ 屋上</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線のアンテナ、スピーカー設置のための鋼管柱、電源等設備を設けること。鋼管柱<u>(2本)</u>及び電源<u>(各々100V120W、100V1.1KW程度想定)</u>等設備の詳細は基本設計時に本市と協議すること。

● 要求水準書（維持管理・運営）

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
10	<p>(1) 業務の目的</p> <p>なお、事業者は維持管理業務を遂行するにあたって、要求水準書、仕様書のほか、<u>（追加）「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」及びその他必要な関連法令等に準拠し、適切な維持管理を実施するものとする。</u></p>	<p>(1) 業務の目的</p> <p>なお、事業者は維持管理業務を遂行するにあたって、要求水準書、仕様書のほか、<u>その他必要な関連法令等に準拠し、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」を参考に適切な維持管理を実施するものとする。</u></p>

● 要求水準書：別紙10

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
5	<p>【(仮称) 北部市税事務所／執務室／設計水準／スペース】</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>【(仮称) 北部市税事務所／執務室／設計水準／スペース】</p> <p><u>・オープンスペースとし、カウンターを設けること。ただし閉庁時等の管理が可能とすること。</u></p>
5	<p>【(仮称) 北部市税事務所／執務室／非常呼出設備・トイレ呼出設備欄】</p> <p>「非常呼出設備」欄 ⇒ <u>「※」</u></p> <p>「トイレ呼出設備」欄 ⇒ <u>「－」</u></p>	<p>【(仮称) 北部市税事務所／執務室／非常呼出設備・トイレ呼出設備欄】</p> <p>「非常呼出設備」欄 ⇒ <u>「－」</u></p> <p>「トイレ呼出設備」欄 ⇒ <u>「※」</u></p>
5	<p>【(仮称) 北部市税事務所／待合ロビー／設計水準】</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>【(仮称) 北部市税事務所／待合ロビー／設計水準】</p> <p><u>・【配置】同一階配置とし、各課1～7との往来に支障のない位置とすること。</u></p>
5	<p>【(仮称) 北部市税事務所／相談スペース／設計水準／スペース】</p> <p>・4人用ブース×4、2人用ブース×2をローパーティションにより区画する<u>（追加）</u>。</p>	<p>【(仮称) 北部市税事務所／相談スペース／設計水準／スペース】</p> <p>・4人用ブース×4、2人用ブース×2をローパーティションにより区画<u>すること。</u></p>
10	<p>【新大宮図書館／文学資料収蔵庫／用途欄】</p> <p><u>文学資料室の収蔵庫</u></p>	<p>【新大宮図書館／文学資料収蔵庫／用途欄】</p> <p><u>文学資料コーナーの収蔵庫</u></p>

● 要求水準書：別紙 1 0

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
1 0	【新大宮図書館／文学資料収蔵庫／設計水準／機械設備】 ・ <u>調湿設備を設けること。</u>	【新大宮図書館／文学資料収蔵庫／設計水準／機械設備】 ・ <u>温度 18～22℃、相対湿度 45～55%を維持できる設備とすること。</u>
右記	【庁舎機能／設計水準／建具】 <u>(追加)</u>	【庁舎機能／設計水準／建具】 P5 (仮称) 北部市税事務所／保守管理室 ・ <u>IC カードの調達枚数は 30 枚とする。</u> P5 (仮称) 北部市税事務所／書類保管庫 2 ・ <u>IC カードの調達枚数は 30 枚とする。</u> P8 庁舎機能共用諸室／サーバー室 ・ <u>IC カードの調達枚数は 100 枚とする。</u> P8 庁舎機能その他／金融機関派出所 ・ <u>IC カードの調達枚数は 15 枚とする。</u> P8 庁舎機能その他／金庫室 ・ <u>IC カードの調達枚数は 15 枚とする。</u>

● 要求水準書：別紙 1 4

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）						
1	<table border="1"> <tr> <td>図書館副館長</td> <td>指定管理業務全体</td> <td><u>1</u></td> </tr> </table>	図書館副館長	指定管理業務全体	<u>1</u>	<table border="1"> <tr> <td>図書館副館長</td> <td>指定管理業務全体</td> <td><u>1 以上</u></td> </tr> </table>	図書館副館長	指定管理業務全体	<u>1 以上</u>
図書館副館長	指定管理業務全体	<u>1</u>						
図書館副館長	指定管理業務全体	<u>1 以上</u>						
付属 資料	※ 維持管理業務と運営業務の兼務は不可とする。 <u>(追加)</u>	※ 維持管理業務と運営業務の兼務は不可とする。 ※ <u>統括責任者と図書館長の兼務は不可とする。</u>						

● 落札者決定基準

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）						
13	図表2 審査項目表（審査項目、評価の視点、配点、関連様式） <table border="1"> <tr> <td>(3) 各機能計画</td> <td>75点</td> <td>—</td> </tr> </table>	(3) 各機能計画	75点	—	図表2 審査項目表（審査項目、評価の視点、配点、関連様式） <table border="1"> <tr> <td>(4) 各機能計画</td> <td>75点</td> <td>—</td> </tr> </table>	(4) 各機能計画	75点	—
(3) 各機能計画	75点	—						
(4) 各機能計画	75点	—						

● 事業仮契約書（案）

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
表紙	6 その他 なお、この仮契約が議会で否決されたとき又は事業者が指定管理者として指定されなかったときは無効とし、 <u>発注者は一切の責任を負わない。</u> また、本契約成立までの間は、発注者の都合により仮契約を解除できるものとし、 <u>発注者は一切の責任を負わない。</u>	6 その他 なお、この仮契約が議会で否決されたとき又は事業者が指定管理者として指定されなかったときは無効とし、 <u>既に発注者及び事業者が上記の事業の準備に関して支出した費用等、リスクは各自の負担とする。</u> また、本契約成立までの間は、発注者の都合により仮契約を解除できるものとし、 <u>この場合も既に発注者及び事業者が上記の事業の準備に関して支出した費用等、リスクは各自の負担とする。</u>
3	(30)「サービス購入料5」とは、別紙5に規定される、「サービス購入料」のうちサービス購入料5をいう <u>(追加)</u>	(30)「サービス購入料5」とは、別紙5に規定される、「サービス購入料」のうちサービス購入料5をいう <u>(31)「サービス購入料6」とは、別紙5に規定される、「サービス購入料」のうちサービス購入料6をいう</u> <u>(※以下、番号を1つずつずらす)</u>

● 事業仮契約書（案）

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
1 6	<p>(発注者による竣工確認の通知)</p> <p>第 38 条 発注者は、「本件施設」の竣工検査を実施した後又は前条第 4 項に定める再検査を実施した後、「引渡予定日」までに、事業者に対して<u>完成確認</u>の通知を行うものとする。</p> <p>2 発注者は、前項に規定する竣工確認の通知を行ったことを理由として、「設計・建設業務」及び「維持管理・運営業務」の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、事業者は、その実施する「維持管理・運営業務」が「要求水準書」の要求水準に満たなかった場合において、発注者が前項に規定する<u>完成確認</u>の通知を行ったことをもってその責任を免れることはできない。</p>	<p>(発注者による竣工確認の通知)</p> <p>第 38 条 発注者は、「本件施設」の竣工検査を実施した後又は前条第 4 項に定める再検査を実施した後、「引渡予定日」までに、事業者に対して<u>竣工確認</u>の通知を行うものとする。</p> <p>2 発注者は、前項に規定する竣工確認の通知を行ったことを理由として、「設計・建設業務」及び「維持管理・運営業務」の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、事業者は、その実施する「維持管理・運営業務」が「要求水準書」の要求水準に満たなかった場合において、発注者が前項に規定する<u>竣工確認</u>の通知を行ったことをもってその責任を免れることはできない。</p>
2 6	<p>2 「サービス購入料」は、「サービス購入料 1」ないし「サービス購入料 5」に分割して計算するものとする。</p> <p>3 この契約が第 83 条に定める契約期間前に終了した場合であって、未払いの「サービス購入料 3」又は「サービス購入料 5」の支払対象期間が 3 か月に満たない場合、発注者が事業者に対して支払うべき当該期間の「サービス購入料」3 又は 5 は、日割りで計算して支払うものとし、「サービス購入料 4」の支払対象期間が 1 年に満たない場合は、業務の出来高に応じて支払う。</p>	<p>2 「サービス購入料」は、「サービス購入料 1」ないし「サービス購入料 6」に分割して計算するものとする。</p> <p>3 この契約が第 83 条に定める契約期間前に終了した場合であって、未払いの「サービス購入料 3」、「サービス購入料 5」又は「サービス購入料 6」の支払対象期間が 3 か月に満たない場合、発注者が事業者に対して支払うべき当該期間の「サービス購入料」3、5 又は 6 は、日割りで計算して支払うものとし、「サービス購入料 4」の支払対象期間が 1 年に満たない場合は、業務の出来高に応じて支払う。</p>
2 7	<p>2 「サービス購入料」3、「サービス購入料 4」及び「サービス購入料 5」については、別紙 5 に定めるところに従い、事業者が実際に実施した業務につき発注者のモニタリングの後、発注者から通知を受けたモニタリングの結果に基づき請求書を作成して発注者に提出するものとする。</p>	<p>2 「サービス購入料」3、「サービス購入料 4」、「サービス購入料 5」及び「サービス購入料 6」については、別紙 5 に定めるところに従い、事業者が実際に実施した業務につき発注者のモニタリングの後、発注者から通知を受けたモニタリングの結果に基づき請求書を作成して発注者に提出するものとする。</p>

● 事業仮契約書（案）

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）								
3 1	6 「本件施設」の引渡後にこの契約が解除された場合の、「サービス購入料 3」、「サービス購入料 4」 <u>及び「サービス購入料 5」</u> の支払は、第 78 条第 3 項のとおりとする。	6 「本件施設」の引渡後にこの契約が解除された場合の、「サービス購入料 3」、「サービス購入料 4」 <u>、「サービス購入料 5」及び「サービス購入料 6」</u> の支払は、第 78 条第 3 項のとおりとする。								
3 2	(2) 第 43 条による「本件施設」の引渡後に解除された場合 この契約の契約期間中の「維持管理・運營業務」に対して支払われる予定の「サービス購入料 3」、「サービス購入料 4」 <u>及び「サービス購入料 5」</u> の総額の 20 分の 1 の金額(但し消費税相当額を含む。)の 10%に相当する額	(2) 第 43 条による「本件施設」の引渡後に解除された場合 この契約の契約期間中の「維持管理・運營業務」に対して支払われる予定の「サービス購入料 3」、「サービス購入料 4」 <u>、「サービス購入料 5」及び「サービス購入料 6」</u> の総額の 20 分の 1 の金額(但し消費税相当額を含む。)の 10%に相当する額								
3 5	(経営状況の報告) 第103条 事業者は、この契約の終了にいたるまで、各「事業年度」ごとに、当該年度の財務書類等(会社法第 435 条第 2 項に定義された意味を有する。)を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けたうえで、当該「事業年度」の最終日から 3 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。 <u>(→会計監査人は設置を義務づけないという事だったと思います。)</u>	(経営状況の報告) 第103条 事業者は、この契約の終了にいたるまで、各「事業年度」ごとに、当該年度の財務書類等(会社法第 435 条第 2 項に定義された意味を有する。)を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けたうえで、当該「事業年度」の最終日から 3 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。 <u>(削除)</u>								
4 1	別紙 2 事業日程（第 6 条関係） <table border="1" data-bbox="259 1171 1133 1321"> <thead> <tr> <th data-bbox="259 1171 680 1219">日程</th> <th data-bbox="680 1171 1133 1219">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 1219 680 1321">平成 31 年 4 月●日～ 平成 51 年 3 月 31 日</td> <td data-bbox="680 1219 1133 1321">施設の維持管理・運営期間</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	平成 31 年 4 月●日～ 平成 51 年 3 月 31 日	施設の維持管理・運営期間	別紙 2 事業日程（第 6 条関係） <table border="1" data-bbox="1252 1171 2125 1321"> <thead> <tr> <th data-bbox="1252 1171 1673 1219">日程</th> <th data-bbox="1673 1171 2125 1219">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1252 1219 1673 1321">平成 31 年 3 月 31 日～ 平成 51 年 3 月 31 日</td> <td data-bbox="1673 1219 2125 1321">施設の維持管理・運営期間</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	平成 31 年 3 月 31 日～ 平成 51 年 3 月 31 日	施設の維持管理・運営期間
日程	内容									
平成 31 年 4 月●日～ 平成 51 年 3 月 31 日	施設の維持管理・運営期間									
日程	内容									
平成 31 年 3 月 31 日～ 平成 51 年 3 月 31 日	施設の維持管理・運営期間									

● 事業仮契約書（案）

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
4 6	<p>別紙 6 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合</p> <p>2 「維持管理・運営期間」 「維持管理・運営期間」において不可抗力に該当する事由が生じ、「維持管理・運營業務」の実施のための追加的な費用及び損害が生じたときは、当該追加的な費用及び損害の額（合理的な範囲に限り、また第 111 条第 2 項及び第 3 項に従い加入される保険の保険金でてん補されるものを控除する。）が <u>1 事業年度につき累計でこの契約の契約期間中の「維持管理・運營業務」に対して支払われる予定の「サービス購入料 3」、「サービス購入料 4」及び「サービス購入料 5」</u>（の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。</p>	<p>別紙 6 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合</p> <p>2 「維持管理・運営期間」 「維持管理・運営期間」において不可抗力に該当する事由が生じ、「維持管理・運營業務」の実施のための追加的な費用及び損害が生じたときは、当該追加的な費用及び損害の額（合理的な範囲に限り、また第 111 条第 2 項及び第 3 項に従い加入される保険の保険金でてん補されるものを控除する。）が <u>該当する事業年度の「維持管理・運營業務」に対して支払われる予定の「サービス購入料 3」、「サービス購入料 4」、「サービス購入料 5」及び「サービス購入料 6」</u>の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。</p>

● 提出書類・作成要領

P	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
5	<p>エ 計画概要等、設計図書に関する提出書類</p> <p>計画概要等を提出する際は、様式Ⅱ-3-14～様式Ⅱ-3-19 に所定の表紙（様式Ⅱ-3-13）をつけ 1 分冊とし、下表に掲げる部数を提出すること。</p> <p>設計図書を提出する際は、様式Ⅱ-3-21～様式Ⅱ-3-26 に所定の表紙（様式Ⅱ-3-20）をつけ 1 分冊とし、下表に掲げる部数をクリップ止め（取り外しが可能なもの）<u>にて提出すること。</u></p>	<p>エ 計画概要等、設計図書に関する提出書類</p> <p>計画概要等を提出する際は、様式Ⅱ-3-14～様式Ⅱ-3-19 に所定の表紙（様式Ⅱ-3-13）をつけ 1 分冊とし、下表に掲げる部数を提出すること。</p> <p>設計図書を提出する際は、様式Ⅱ-3-21～様式Ⅱ-3-26 に所定の表紙（様式Ⅱ-3-20）をつけ 1 分冊とし、下表に掲げる部数をクリップ止め（取り外しが可能なもの）<u>とし、うち正本 5 部は各々 A3 二つ折りの図面ケースに入れて提出すること。</u></p>

● 提出書様式集

様式	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
I-1-5	(記入欄) 総括的な立場、または建築（意匠） 担当主任技術者として実績を有する <u>監理技術者</u> （氏名）	(記入欄) 総括的な立場、または建築（意匠） 担当主任技術者として実績を有する <u>管理技術者</u> （氏名）
I-1-6	(記入欄) 総括的な立場、または建築（意匠） 担当主任技術者として実績を有する <u>監理技術者</u> （氏名）	(記入欄) 総括的な立場、または建築（意匠） 担当主任技術者として実績を有する <u>管理技術者</u> （氏名）
I-1-6	(記入欄) <u>工事監理実績の種類</u> ・基本設計 ・実施設計 (いずれかを囲むこと)	(記入欄) <u>(削除)</u>
I-1-9	(見出し) <u>運営企業【新大宮図書館・(仮称)ふれあいスペース】</u>	(見出し) <u>運営企業</u>

● 提出書様式集

様式	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）																														
II-6-4	<p>長期収支計画表-1（サービス購入料支払対象事業）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">事業年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">供用開始年</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">損 益 計 算 書</td> <td style="text-align: center;">サービス購入料収入 合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス購入料1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス購入料2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち割賦払分元本(初期投資費)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち割賦払にかかる支払利息</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス購入料3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス購入料4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス購入料5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> </table>	事業年度		供用開始年		損 益 計 算 書	サービス購入料収入 合計	サービス購入料1	サービス購入料2	うち割賦払分元本(初期投資費)	うち割賦払にかかる支払利息	サービス購入料3	サービス購入料4	サービス購入料5	(追加)		<p>長期収支計画表-1（サービス購入料支払対象事業）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">事業年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">供用開始年</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">損 益 計 算 書</td> <td style="text-align: center;">サービス購入料収入 合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス購入料1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス購入料2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち割賦払分元本(初期投資費)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち割賦払にかかる支払利息</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス購入料3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス購入料4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス購入料5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">サービス購入料6</td> </tr> </table>	事業年度		供用開始年		損 益 計 算 書	サービス購入料収入 合計	サービス購入料1	サービス購入料2	うち割賦払分元本(初期投資費)	うち割賦払にかかる支払利息	サービス購入料3	サービス購入料4	サービス購入料5	サービス購入料6	
事業年度																																
供用開始年																																
損 益 計 算 書	サービス購入料収入 合計																															
	サービス購入料1																															
	サービス購入料2																															
	うち割賦払分元本(初期投資費)																															
	うち割賦払にかかる支払利息																															
	サービス購入料3																															
	サービス購入料4																															
	サービス購入料5																															
(追加)																																
事業年度																																
供用開始年																																
損 益 計 算 書	サービス購入料収入 合計																															
	サービス購入料1																															
	サービス購入料2																															
	うち割賦払分元本(初期投資費)																															
	うち割賦払にかかる支払利息																															
	サービス購入料3																															
	サービス購入料4																															
	サービス購入料5																															
サービス購入料6																																
II-6-7	<p>③入札条件以外に保険を付保する場合は、<u>保険の種類</u>について、<u>下表の選択肢のうち該当する種類を選択し（複数可）、可能な範囲で想定される保険の内容を記入すること。</u></p> <p>(記入欄)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 15%;">チェック欄</th> <th style="width: 55%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三者賠償責任保険</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	チェック欄	内容	第三者賠償責任保険	—		その他	—		<p>③入札条件以外に保険を付保する場合は、<u>保険の種類及び</u>、可能な範囲で想定される保険の内容を記入すること。</p> <p>(記入欄)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 55%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三者賠償責任保険</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類		内容	第三者賠償責任保険	(削除)		その他														
種類	チェック欄	内容																														
第三者賠償責任保険	—																															
その他	—																															
種類		内容																														
第三者賠償責任保険	(削除)																															
その他																																

● 提出書様式集

様式	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）																				
II-6-8	<p>償還表（サービス購入料の支払い）</p> <table border="1" data-bbox="259 336 1167 660"> <tr><td>サービス購入料5</td></tr> <tr><td>うち供用開始前準備業務</td></tr> <tr><td>うち大宮図書館運営業務費</td></tr> <tr><td>うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－施設貸出業務</td></tr> <tr><td>うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－イベント開催業務(要求事業)</td></tr> <tr><td>うち什器備品保守管理業務</td></tr> <tr><td>うちその他の運営業務費 (新庁舎総合案内業務費等)</td></tr> <tr><td>S P C 諸経費等</td></tr> </table> <p>(※サービス購入料5をサービス購入料5及び6に分割)</p>	サービス購入料5	うち供用開始前準備業務	うち大宮図書館運営業務費	うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－施設貸出業務	うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－イベント開催業務(要求事業)	うち什器備品保守管理業務	うちその他の運営業務費 (新庁舎総合案内業務費等)	S P C 諸経費等	<p>償還表（サービス購入料の支払い）</p> <table border="1" data-bbox="1214 336 2141 751"> <tr><td>サービス購入料5</td></tr> <tr><td>うち新大宮図書館運営業務費</td></tr> <tr><td>うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－施設貸出業務</td></tr> <tr><td>うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－イベント開催業務(要求事業)</td></tr> <tr><td>うち什器備品保守管理業務費</td></tr> <tr><td>S P C 諸経費等</td></tr> <tr><td>サービス購入料6</td></tr> <tr><td>うち大宮図書館引越し業務費</td></tr> <tr><td>うち供用開始前図書購入業務費</td></tr> <tr><td>うち什器備品調達・設置業務費</td></tr> <tr><td>うち新庁舎総合案内業務費等</td></tr> <tr><td>S P C 諸経費等</td></tr> </table>	サービス購入料5	うち新大宮図書館運営業務費	うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－施設貸出業務	うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－イベント開催業務(要求事業)	うち什器備品保守管理業務費	S P C 諸経費等	サービス購入料6	うち大宮図書館引越し業務費	うち供用開始前図書購入業務費	うち什器備品調達・設置業務費	うち新庁舎総合案内業務費等	S P C 諸経費等
サービス購入料5																						
うち供用開始前準備業務																						
うち大宮図書館運営業務費																						
うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－施設貸出業務																						
うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－イベント開催業務(要求事業)																						
うち什器備品保守管理業務																						
うちその他の運営業務費 (新庁舎総合案内業務費等)																						
S P C 諸経費等																						
サービス購入料5																						
うち新大宮図書館運営業務費																						
うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－施設貸出業務																						
うち(仮称)ふれあいスペース運営業務費－イベント開催業務(要求事業)																						
うち什器備品保守管理業務費																						
S P C 諸経費等																						
サービス購入料6																						
うち大宮図書館引越し業務費																						
うち供用開始前図書購入業務費																						
うち什器備品調達・設置業務費																						
うち新庁舎総合案内業務費等																						
S P C 諸経費等																						

● 提出書様式集

様式	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）																																												
II-6-9	<p>本市が支払うサービス購入料総額及び算出の根拠</p> <table border="1" data-bbox="248 373 1151 1010"> <tr> <td colspan="2">5. サービス購入料5</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>供用開始前準備業務</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>大宮図書館運営業務費</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td><u>(追加)</u> ふれあいスペース運営業務費 (施設貸出業務)</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td><u>(追加)</u> ふれあいスペース運営業務費 (イベント開催業務、要求事業)</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>什器備品保守管理業務</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td><u>その他の運営業務費</u> (新庁舎総合案内業務費等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SPC諸経費等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SPC に対し市が支払うサービス購入料 総計 (1+2+3+4+5 <u>(追加)</u>)</td> </tr> </table> <p>(※サービス購入料5をサービス購入料5及び6に分割)</p>	5. サービス購入料5		うち	供用開始前準備業務	うち	大宮図書館運営業務費	うち	<u>(追加)</u> ふれあいスペース運営業務費 (施設貸出業務)	うち	<u>(追加)</u> ふれあいスペース運営業務費 (イベント開催業務、要求事業)	うち	什器備品保守管理業務	うち	<u>その他の運営業務費</u> (新庁舎総合案内業務費等)		SPC諸経費等	SPC に対し市が支払うサービス購入料 総計 (1+2+3+4+5 <u>(追加)</u>)		<p>本市が支払うサービス購入料総額及び算出の根拠</p> <table border="1" data-bbox="1198 367 2143 1121"> <tr> <td colspan="2">5. サービス購入料5</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>新大宮図書館運営業務費</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td><u>(仮称)</u>ふれあいスペース運営業務費 (施設貸出業務)</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td><u>(仮称)</u>ふれあいスペース運営業務費 (イベント開催業務、要求事業)</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>什器備品保守管理業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SPC諸経費等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6. サービス購入料6</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>大宮図書館引越し業務費</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>供用開始前図書購入業務費</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>什器備品調達・設置業務費</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>新庁舎総合案内業務費等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SPC諸経費等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SPC に対し市が支払うサービス購入料 総計 (1+2+3+4+5<u>+6</u>)</td> </tr> </table>	5. サービス購入料5		うち	新大宮図書館運営業務費	うち	<u>(仮称)</u> ふれあいスペース運営業務費 (施設貸出業務)	うち	<u>(仮称)</u> ふれあいスペース運営業務費 (イベント開催業務、要求事業)	うち	什器備品保守管理業務費		SPC諸経費等	6. サービス購入料6		うち	大宮図書館引越し業務費	うち	供用開始前図書購入業務費	うち	什器備品調達・設置業務費	うち	新庁舎総合案内業務費等		SPC諸経費等	SPC に対し市が支払うサービス購入料 総計 (1+2+3+4+5 <u>+6</u>)	
5. サービス購入料5																																														
うち	供用開始前準備業務																																													
うち	大宮図書館運営業務費																																													
うち	<u>(追加)</u> ふれあいスペース運営業務費 (施設貸出業務)																																													
うち	<u>(追加)</u> ふれあいスペース運営業務費 (イベント開催業務、要求事業)																																													
うち	什器備品保守管理業務																																													
うち	<u>その他の運営業務費</u> (新庁舎総合案内業務費等)																																													
	SPC諸経費等																																													
SPC に対し市が支払うサービス購入料 総計 (1+2+3+4+5 <u>(追加)</u>)																																														
5. サービス購入料5																																														
うち	新大宮図書館運営業務費																																													
うち	<u>(仮称)</u> ふれあいスペース運営業務費 (施設貸出業務)																																													
うち	<u>(仮称)</u> ふれあいスペース運営業務費 (イベント開催業務、要求事業)																																													
うち	什器備品保守管理業務費																																													
	SPC諸経費等																																													
6. サービス購入料6																																														
うち	大宮図書館引越し業務費																																													
うち	供用開始前図書購入業務費																																													
うち	什器備品調達・設置業務費																																													
うち	新庁舎総合案内業務費等																																													
	SPC諸経費等																																													
SPC に対し市が支払うサービス購入料 総計 (1+2+3+4+5 <u>+6</u>)																																														